

## 感染症治療・登校許可証明書の記入について(ご依頼)

学校保健安全法に定められた学校感染症罹患の本学学生について、診断内容等を下記にご記入いただきますようお願い申し上げます。

問い合わせ先：関西大学 保健管理センター TEL06-6368-1175

## 感染症治療・登校許可証明書

学籍番号

氏名

上記の者は、下記の疾病が治癒し、感染のおそれがないので、登校してよいことを証明します。

感染症名(該当欄に○印をつけてください)

病名	出席停止期間	
第一種感染症:[ ]	治癒するまで	第一種
インフルエンザ	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで	第二種
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで	
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで	
水痘(水ぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで	
風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで	
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで	
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消退した後2日を経過するまで	
結核	感染のおそれがないと認められるまで	
髄膜炎菌性髄膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
新型コロナウイルス感染症	発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで	
流行性角結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	第三種
急性出血性結膜炎	医師が感染のおそれがないと認めるまで	
腸管出血性大腸菌感染症	医師が感染のおそれがないと認めるまで	

発症日 年 月 日

登校許可日 年 月 日 から登校可能

年 月 日

医療機関名・住所

医師名

印

【学生はこの証明書を、保健管理センターに提出してください】

\* 感染症報告書による情報について、関西大学は原則として第三者への開示をいたしません。

但し、学内集団感染において緊急を要する場合、法令に基づく場合、本人の生命・身体・財産を保護するために必要がある場合など、本人の同意を得ることが困難であるときはこの限りではありません。

保健管理センター 受付印